

## 契約の履行が途中で不可能となった場合の報酬請求権等について

## 第1 請負(部会資料46第1、2(2))

## 1 原則 完成しないと報酬請求はできない

途中で終了した場合、完成していないから報酬請求はできない

ただし、出来高が可分で、注文者に利益があれば、出来高部分の報酬請求ができる。

## 2 仕事の完成が不可能となった場合の報酬請求権

## (1) 注文者に義務違反(帰責事由)がある場合

出来高が可分で、注文者に利益があれば、原則通り、出来高部分の報酬請求ができる。

出来高が不可分、又は、可分だが利益がない場合でも、出来高部分の報酬相当額は請求できる(仮に、536条2項の考え方が適用されるとしても、そこまで)。

請負人は、上記のほかに損害があるときは、賠償請求できる(損害賠償の一般原則)。報酬に含まれない費用も、損害として請求できる。

Ex 割合報酬相当額に含まれない費用等

仕事を完成させた場合の利益(履行利益)

◇当然に約定報酬(免れた負担は控除)が請求できる、との考え方は要検討。

- ✓ 昭和52年最判の判例解説でも、信義則による応分の減額の可能性を認め、東京地裁平成5年10月5日判決も、信義則から出来高報酬に限定しており、約定報酬全額が当然とまでいえない。
- ✓ 約定報酬をそのまま認めると、免れた負担の主張立証責任もあり、注文者に酷ではないか。
- ✓ 注文者の義務違反を理由とする請負人解除の場合との平仄。

## (2) 請負人に義務違反(帰責事由)がある場合

原則通り

出来高が可分で、注文者に利益があれば、出来高部分の報酬請求ができる

出来高が不可分、又は、可分だが利益がない場合、報酬請求はできない。

注文者に損害があれば、賠償請求できる(損害賠償の一般原則)

## (3) いずれにも義務違反(帰責事由)がない場合

原則通り。

報酬請求はできない。

出来高が可分で、注文者に利益があれば、出来高部分の報酬請求ができる。

◇ただし、注文者側の危険領域で生じた理由による場合、利益がない場合にも、出来高相当額の請求ができるものとするかどうか(部会資料提案)。

- ✓ 請負人は、完成までの危険を負担しているといえないか。
- ✓ 果たして、このような保護が必要か、更に検討留保

### 3 任意解除

#### (1) 注文者からの任意解除

注文者の義務違反の場合と同じ

◇当然に、約定報酬（免れた負担は控除）が請求できる、との考え方は要検討。

- ✓ 注文者の義務違反の場合と同じ
- ✓ 任意解除権を認めた意味がほとんどなくなる

#### (2) 請負人からの任意解除はできない

## 第2 委任(部会資料46第2、3(4))

### 1 原則 履行割合に基づき報酬請求ができる

途中で終了した場合も、終了原因を問わず、履行割合に基づき報酬請求ができる。

◇委任契約の1類型としての、成果完成型委任契約を認める場合（仲介など）

部会資料は、この類型の委任契約を想定しているのか？

◇報酬支払い方法として、成果完成型報酬合意をした場合

- ✓ 一般的に、成果完成型報酬合意のある場合を明文化する必要があるのか。
- ✓ 合意内容の解釈で解決すれば足りるのではないか。更に検討留保

### 2 委任の事務の処理が途中で終了した場合の報酬請求権

#### (1) 委任者に義務違反(帰責事由)がある場合

原則通り 履行割合

ただし、受任者の利益をも目的とした契約で任意解除できない場合には、履行割合報酬のほかに、履行利益（約定通りに委任事務を処理した場合に得られたであろう利益）等の損害について、賠償請求ができる(損害賠償一般の問題)

- ✓ 当然に、約定報酬が請求できる、という考え方は要検討。

◇成果完成型委任契約の場合

委任者が成果の完成を妨げた場合などは、約定報酬を認めるべきか

Ex) 仲介の依頼者が、仲介業者を排除して、直接契約を締結した場合など。

◇ 成果完成型報酬合意のある場合

利益の有無にかかわらず、履行割合報酬（損害賠償としても構成可能）

それを超えて、受任者に履行利益等の損害があれば、賠償請求できる

- ✓ 当然に約定報酬が請求できる（免れた負担を控除する）考え方は要検討。  
個別の報酬合意の内容如何によるのではないか。

(2) 受任者に義務違反(帰責事由)がある場合

原則通り 履行割合

委任者に損害があれば、損害賠償できる（損害賠償一般の問題）

◇ 成果完成型委任契約の場合

報酬はなし

◇ 成果完成型報酬合意のある場合

報酬はなし

履行部分に利益がある場合は、割合報酬

(3) いずれにも義務違反（帰責事由）がない場合

原則通り 履行割合

◇ 成果完成型委任契約の場合

報酬請求はできない。

◇ 成果完成型報酬合意がある場合

原則 報酬請求はできない。

履行部分に利益がある場合は、履行割合報酬

- ✓ 委任者の危険領域で生じた場合に、利益がなくても、履行割合報酬を認めるのか(部会資料の提案)。更に要検討

成果完成型報酬合意をした受任者を、そこまで保護するのか

委任者側の危険領域で生じた場合の、典型例は？

その領域がよくわからない

特約の中身に委ねてもよいのではないか。

### 3 任意解除

(1) 委任者からの解除

委任者がいつでも解除できる場合

履行割合報酬

受任者の利益をも目的とする場合、解除権を放棄している場合  
委任者に義務違反がある場合と同じ  
履行割合報酬と賠償請求ができる

(2) 受任者からの解除

受任者がいつでも解除できる場合

履行割合報酬

やむを得ない事由により解除した場合

履行割合報酬

委任者の不利な時期に、やむを得ない事由がなく解除した場合

受任者に義務違反がある場合と同じ

履行割合報酬－委任者の損害

成果完成型報酬合意がある場合

いずれも報酬請求はできない

**第3 役務提供(部会資料47第1、3(4))**

1 原則 履行割合で報酬請求ができる。

成果完成型報酬合意のある場合

- ✓ 履行割合型と成果完成型の報酬合意に分けて明文化する必要があるのか
- ✓ 履行割合型の原則のみを明文化し、成果完成型は特約とすれば足りないか

2 役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権

(1) 役務受領者に義務違反(帰責事由)がある場合

原則通り

履行割合報酬を超える損害があるときは、賠償請求ができる。

成果完成型報酬合意をしている場合

履行部分は、割合報酬

履行利益等の損害があれば、賠償請求できる

いずれも、個別合意の内容によって決まる(事案によるのではないか)

(2) 役務提供者に義務違反(帰責事由)がある場合

原則通り

成果完成型報酬合意をしている場合

報酬請求はできない

役務受領者に損害があれば、賠償請求ができる(一般原則)

(3) いずれにも義務違反(帰責事由)がない場合

原則通り

成果完成型報酬合意をしている場合

報酬請求はできない

- ✓ 役務受領者側に生じた事由による特則は、不要ではないか
- ✓ 成果完成型報酬合意をしたのであるから、成果が完成しないリスクは、役務受領者が引き受けている。

### 3 任意解除の場合

#### (1) 役務受領者からの任意解除

受領者に義務違反がある場合と同じ

割合報酬+賠償請求

#### (2) 役務提供者からの任意解除

- ✓ そもそも、役務提供者からの任意解除を認める必要があるか(請負型か委任型か)

仮に、一定の場合に任意解除を認める場合

提供者に義務違反がある場合と同じ

割合報酬-受領者の損害

成果完成型は、報酬はなし

## 第4 雇用(部会資料47第2、1)

### 1 原則 労務の履行割合に応じた報酬請求ができる

使用者に帰責事由があつて労務提供ができない場合も、「報酬」請求できる

雇用の特則(労基法の保護を受ける)

### 2 途中で労務の提供が不可能となった場合

#### (1) 使用者に帰責事由がある場合(委任・役務提供における義務違反より範囲が広い)

雇用契約が終了しない限り、全額の報酬請求ができる(他で得た利益は控除する)

- ✓ 労務を提供しない部分も損害賠償とはしない(労基法の保護を受ける)
- ✓ 他で得た利益の控除については、労基法26条の制限を受ける

請負または役務提供における労務サービス型の場合、雇用契約の準則が類推される

- ✓ これを明示できるか?

#### (2) 被用者に帰責事由がある場合

履行割合に応じた報酬請求ができる

#### (3) いずれにも帰責事由がない場合(天災などの不可抗力)

履行割合に応じた報酬請求ができる

## 第5 寄託(部会資料47第3、6)

### 1 原則 履行割合に基づき請求できる

### 2 途中で終了した場合

#### (1) 寄託者の義務違反(帰責事由)

原則通り、履行割合

期間の定めがあり、受寄者の利益を特に保護した契約の場合(受寄者が、寄託を受けるために設備投資をした、常に受け入れ可能なように寄託者のために倉庫を空けておくことを約束した等、受寄者の利益を保護すべき客観的事情のある場合)には、履行割合の報酬に加えて、履行利益等の損害があれば、賠償請求できる。

#### (2) 受寄者の義務違反(帰責事由)

履行割合

寄託者に損害があれば、賠償請求ができる

#### (3) いずれにも義務違反(帰責事由)がない場合

履行割合

寄託者側に生じた事由の場合であっても同じ

### 3 任意解除の場合

#### (1) 寄託者からの任意解除(返還請求)

いつでも返還請求できる場合

履行割合報酬

期間の定めがある、受寄者の利益を保護すべき事情があるときに返還請求した場合

寄託者の義務違反の場合と同じ

履行割合報酬+損害賠償

#### (3) 受寄者からの任意解除(返還)

いつでも返還できる場合

履行割合報酬

期間の定めがあるが、やむを得ない事由により返還できる場合

受寄者に義務違反がある場合と同じ

履行割合報酬-寄託者の損害